



島根県報

令和8年8月25日（火）

第 7 4 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和8年9月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
換地処分	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（ ” ）	2

【公 告】

令和8年度消防設備士講習の実施	（消 防 総 務 課）	3
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	4

告 示

島根県告示第483号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和8年9月9日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和8年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和8年7月29日付けで県営土地改良事業に係る中山・長福地区（2工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和8年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第485号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町長谷1141

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第486号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る保安林の所在場所

邑智郡美郷町乙原1206-10、1206-11、1207-7、1207-8、1213-9、1214-3、1216-18から1216-20まで、
1217-38

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、令和8年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和8年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 受講対象者

(1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者

(2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

2 講習年月日及び場所

講 習 区 分	免 状 の 区 分	講 習 年 月 日	場 所
消火設備	第1類の甲種	令和8年12月8日	出雲市
	〃 乙種		
	第2類の甲種		
	〃 乙種		
	第3類の甲種		
	〃 乙種		
警報設備	第4類の甲種	令和8年12月9日	出雲市
	〃 乙種		
	第7類の乙種		
避難設備・消火器	第5類の甲種	令和8年12月10日	出雲市
	〃 乙種		
	第6類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

3 講習科目及び講習時間

(1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分

(2) 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項 3時間30分

※ 講習終了後効果測定を行う。

4 受講申請手続

(1) 受講申請書の請求先

(一社)島根県消防設備協会、島根県防災部消防総務課、隠岐支庁及び各消防本部

(2) 受講手数料

7,000円を実施要領で指定する方法により納付すること。

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

令和8年10月1日から同月23日まで（郵送の場合は、10月23日の消印有効）

イ 提出先

松江市白潟本町13番地4 大樹生命ビル3階「（一社）島根県消防設備協会」（郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。）

5 問合せ先

〒690-0061

松江市白潟本町13番地4 大樹生命ビル3階

（一社）島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305

FAX 0852-33-7291

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について江津市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

令和8年8月7日から令和9年3月19日まで

3 作業地域

江津市の一部